



地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会 (意見概要)

2024年 6月28日

環境省 大臣官房

地域脱炭素推進審議官グループ



地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会

【地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会】

日時：令和6年5月27日(月)10:00～11:00

場所：環境省省議室（中央合同庁舎第5号館24階）

出席者：環境省 伊藤 信太郎（環境大臣）、八木 哲也（環境副大臣）

宮城県知事 村井 嘉浩（全国知事会会長）※オンライン参加

栃木県知事 福田 富一（全国知事会 脱炭素・地球温暖化対策本部長）

稲城市長 高橋 勝浩（全国市長会 環境対策特別委員会委員長）

葛巻町長 鈴木 重男（全国町村会副会長）



1. 財政的な支援・措置に関する御意見

- | | |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 各自治体において 庁舎の省エネ化と再エネ導入が加速する中で、その財源確保 が課題となっているので、引き続き御配慮をよろしくお願い申し上げます。 |
| ② | 脱炭素社会に向けては、温室効果ガスの排出抑制の取組によって、地域社会が持続可能性を確保し、成長していくことが重要。そのため、 地産地消型、地域裨益型の脱炭素の取組 に対して、 地方への財政支援 の拡充を併せてお願いする。 |
| ③ | 建物の耐荷重の問題 で断念する事例を踏まえ、 ペロブスカイト太陽電池の実装 等が進めば、再エネ導入が加速していくものと考えている。 |
| ④ | 「重点対策加速化事業」 について、今年度は省エネ改修工事等の設計段階で、来年度以降、太陽光パネルの設置や改修工事等に移行する都道府県が多くなるため、必要額も増加するものと考えられる。一方、エネルギー対策特別会計は、今後その財源である石油石炭税が減少していく方向であることを踏まえ、 G X 経済移行債も活用した財源確保なども検討いただき、設計だけ行って太陽光設備の設置や省エネ改修ができないということがないように、来年度以降の一層の財源確保の御配慮をお願い申し上げます。 |
| ⑤ | 「重点対策加速化事業」について、住民、事業者向けの 蓄電池の補助単価 は実情からかけ離れたものになっており、改善の余地があるのではないかと考えている。将来的な蓄電池の価格戦略を考慮した補助単価としているものと思うが、 資材高騰の影響が現実にあることも踏まえ、実情にあった取扱いを検討願いたい。 |
| ⑥ | 「脱炭素化推進事業債」の運用においては、 例えば同一の庁舎における照明工事と空調工事が別々に実施され期間が空くと、2つの省エネ効果が一体的に評価されず、削減効果が小さいと判定されてしまい、事業債の対象にならないといった事例もある。地方公共団体においては、庁舎の改修工事は計画的・長期的に実施することも多いので、省エネ効果の一体的評価、また現在、 令和7年度となっている措置の期間延長など、更なる運用改善を求めたい。 |

1. 財政的な支援・措置に関する御意見

- | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦ | <p>ソフト事業分の地方財政措置について、都道府県それぞれの地域事情に応じた単独事業の更なる促進のためにも、十分な財政措置をお願いしたい。</p> |
| ⑧ | <p>メタネーションによって製造されるいわゆるe-メタンは、熱需要の脱炭素化、既存のインフラを活用できるため、社会コストを抑制した脱炭素化のほか、将来的には、国内製造が技術的に可能であるために、エネルギーセキュリティの向上といった大きなメリットがあるが、社会実装に向けてはまだまだ技術開発等への支援が必要だと感じる。</p> |
| ⑨ | <p>脱炭素地域づくりに取り組むすべての主体の多様な取組を支援するために、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象、申請上限額、事業期間を拡充するとともに、是非所要額をしっかりと予算確保していただき、十分な財政措置もお願いしたい。</p> |
| ⑩ | <p>地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源の継続的、安定的な確保をお願い申し上げる。</p> |
| ⑪ | <p>トップランナー方式とは別に、標準パッケージ化、たとえば都市部では最低限こんなことができる、あるいはこの地域だとかこういうことができるという標準パッケージ化をしていただき、そこについての導入支援をやっていただきたい。</p> |
| ⑫ | <p>ネットゼロ・エネルギーハウスの導入や断熱改修の推進等により、住宅・建築物における省エネ性能の向上が促進されるよう、国において効果的な支援策をさらに検討していただきたい。</p> |
| ⑬ | <p>電気自動車の普及については、電気自動車の急速充電器を2030年度までに30万口まで伸ばすという目標がある。これが実現できるよう、積極的に設置を進めていただきたい。</p> |

2. 人的支援に関する御意見

- ① **市町村においてはマンパワー、中核的な役割を担う人材が不足**しているので、**専門家の派遣やノウハウのご提供**を是非よろしく願いたい。
- ② **各種計画策定、目的達成に向けた人的な支援や財政上の措置**についても、取組をお願いする。

3. 地域共生型・地域裨益型再エネに関する御意見

- ① **地域脱炭素化促進事業計画の認定制度**については、町村の負担軽減のため、**事務手続の簡素化や人的支援**を講じていただくようお願いする。
- ② **再エネ促進区域の設定が進まない理由として、区域設定のための合意形成など自治体の業務負担が大きい、区域設定による地域経済へのメリットが不透明などの指摘**もある。引き続きコーディネーター等の専門家派遣制度の充実や、区域指定が地域への利益還元につながる仕組みについても検討が必要ではないか。
- ③ **営農型太陽光発電の不適切事案**への対応について、残念ながら売電が主な目当てで営農がしっかり行われてないなど、**本来の目的から逸脱しているような案件が散見されるので、必要に応じて規制を強化**していただきたい。
- ④ **再生可能エネルギーに係る林地開発許可**について、平地部や休耕田の平地ではなく、山林と木を伐採して開発する際、伐採及び伐採後の造林の届出等、この制度が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、これを悪用した、**いわゆる脱法行為のようなものが散見されることがある。日本の森林を守るために、林地開発に係る許可について強化**をしていただきたい。
- ⑤ ごみ清掃工場ではごみ発電をしており、この環境価値について、単独で行っていれば自己託送の形で自分で発電した電気を自分のところで使って自分のところで脱炭素にカウントできるが、この**ごみ清掃工場は共同組合で運営しているものであり、一部事務組合で4市が関わる場合は自己託送ができない**ということであった。共同組合を設立し、再生可能エネルギーを発電した場合における自己託送は規制緩和されたが、新規の組合が対象であり、既存の組合については対象外ということで、我々が運営しているごみ発電については自己託送できない。ぜひ**地域の環境価値について地域に還元できるように、自己託送の要件の緩和**をお願いしたい。

3. 地域共生型・地域裨益型再エネに関する御意見

- | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤ | 農山漁村の持つポテンシャルを最大限生かした取組を積極的に推進いただき、 脱炭素社会の実現と共に、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策 を、さらに力を入れて構築をしていただきたくお願い申し上げます。 |
| ⑥ | 再生可能エネルギーが十分に活用され、エネルギー消費量を大幅に上回っている自治体に対しては、自給率の高い市町村、あるいはその割合等に応じて、発電促進賦課金などの軽減策もあっていいのではないかと。等しくということではなく、 自給率の高いこれまでの取組実績等も考慮 いただきながら、発電促進賦課金等の軽減策等も新たな取組として検討いただければと思う。 |
| ⑦ | 発電施設に取り組んでいる地域においては、安価なエネルギーを住民が享受できる、そういった地域に恩恵があるようにして欲しい。FITは20年間で終了するが、終了後の安価なエネルギーは地域に供給する等、何か本当の意味での 地域への恩恵があるような形での地産地消 を考えていただければと思う。 |

4. 連携・役割分担に関する意見

- | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 気候変動に対する責任を自覚し、目先のことだけではなく、若者世代とともに将来のことを考え、今以上に快適で利便性がよく、質の高い脱炭素社会を実現するためには、国と地方が一体となって、速やかに行動することが重要である。このため、こうした 三団体の協議を今後も実施していただけると大変ありがたく思う 。 |
| ② | 地域脱炭素については一朝一夕でできるものではなく、市町村だけ、市役所だけでできるものではないので、長期的な視点に立った息の長い取組、多くの主体が参画する裾野の広い取組が求められている。したがって、これを解決するためにも、是非国がイニシアティブを発揮され、 関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるような仕組みを国が構築することが必要 であり、是非環境省にも後押しをお願いしたい。 |
| ③ | それぞれの 関係主体がそれぞれ責任や負担を分かち合っ、手を取り合いながら取組ができるような、そういった有機的・効果的に機能し続ける国の仕組みづくり を是非お願いしたい。 |

5. 資源循環に関する御意見

- | | |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <p>再資源化事業等高度化法について、こうした資源の循環利用の促進は脱炭素や地方創生にも寄与する極めて重要な取組であり、処理業者のみならず排出事業者への周知徹底、支援も含め、是非、実効性のある施策を御検討いただくよう、お願い申し上げます。</p> |
| ② | <p>再生可能エネルギーの発電設備の撤去あるいは廃棄について、事業者責任の強化をお願いしているところ。廃棄等の費用を製品価格に上乗せする、いわゆるデポジット制度などを取り入れ、義務的なリサイクル制度をぜひ創設していただきたい。また現行制度として廃棄等の費用積立制度があるが、この積立時期がFITの調達期間あるいはFIPの交付期間の終了10年前からとなっているところ、責任をはっきり明示するために、開始時期からに変更していただく等、より一層事業者の責任を強化していただきたい。</p> |
| ③ | <p>リサイクルについては多面的な法律が整備されてきたが、ものによって全部制度が違って、事前にお金を払ったりあるいは後でお金を払ったり、その負担者も最終消費者であったりメーカーであったり、色々な制度が乱立して分かりにくい。このため、是非デポジット制度を取り入れて簡素な一つのリサイクルシステムに統合していただくと、さらにリサイクルが進んで結果的にCO2が削減できるのではないかと思う。</p> |

6. その他の御意見

- | | |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 再エネ導入について、せっかく発電しても電線側に受入余裕がないので断念するケースがある。例えば、 送電容量の増強工事や蓄電池に対する財政支援、技術開発 が進めば、再エネ導入が加速していくものと考えているので、環境省からも経済産業省に是非働きかけをしていただきたい。 |
| ② | 熱中症特別警戒アラートの伝達方法の改善 。この情報伝達にあたり、タイムラグあるいは人為的なミスが生じないようにすることが重要であることから、災害情報共有システムLアラートや、気象情報伝送処理システムアデスの活用、また通信キャリアが大規模災害時に特定の範囲に一齐送信するいわゆるエリアメールを活用するなど、国民の皆様にご直接確実に速やかに情報が伝達される仕組みも、併せて検討願いたい。 |
| ③ | 住宅への太陽光パネルについて、東京都では条例を作って制度化し、2025年4月からいよいよ始まる所であり、川崎市でも同様の制度を始めると聞いている。様々な賛否のご意見はあったが、一定の役割はあると思う。東京都によれば、都内のCO2排出の約7割が建物でのエネルギー使用に起因している。そのため、 太陽光パネルの住宅への設置義務化には一定の効果がある と考えている。財産権の問題等々の課題はあるが、国でも再考いただき、 是非全国での義務化について考えていただければありがたい 。 |
| ④ | PPAの手続適正化 について、太陽光パネルを設置しても設置から1年間はそれが利用できず、発電した電気を捨てている状態となっている。これは、全国的にみると非常に由々しき状況と思うので、 是非手続の迅速化あるいは系統電源への接続について、何らか規制緩和をご検討いただければありがたい 。 |
| ⑤ | 長い間の取組と実績があるにも関わらず、先行地域に選定されていない、あるいは落とされている自治体もあり、非常に残念。選定にあたっては、 これまでの実績をしっかりと考慮していただけるよう、そして今後に向けての意欲が削がれることのないよう、そういう対応を是非ご理解賜りたい 。 |